

## 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

89

学 校 名	福岡県立嘉穂東高等学校
課程又は教育部門	全日制

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

## (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

## (2) 「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という意識をもつ。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの問題への対応は、学校における最重要課題であり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に取り組むことが必要である。

## (3) いじめの未然防止に取り組む。

いじめは、どの生徒にも起こりうる、被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全教職員が共通認識のもと、一体となった継続的な取組を行うことで、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができる環境の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことが大切である。

## (4) 各取組を検証する。

本校の「学校いじめ防止基本方針」（以降、「学校基本方針」）に基づく各取組については、本校の実情に即して適切に機能させ、より実効性の高い取組を実施するために、定期的に「いじめ対策委員会」で検証する。すなわち、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席理由を分析したり、学期毎に「いじめ問題の取組チェック票」を全教職員対象に実施するなどして、必要に応じて取組の見直しや改善、新たな取組の導入を検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが必要である。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

## (1) いじめについての共通理解を図る。

いじめの早期発見やいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、いじめ問題等における生徒理解・生徒指導及び組織的な対応に関する校内職員研修会や職員会議な

どで周知することで、全教職員の共通認識および資質能力の向上を図る。また、発達障がいを含む、障がいのある生徒や性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめについては、教職員が個々の生徒の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

## (2) いじめに向かわない態度・能力を育成する。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実により、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しくお互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

## (3) 分かる授業の実践。

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていくことができない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、生徒一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを継続して行う。

## (4) 自己有用感を育む。

日々の授業や学校行事、部活動、生徒会活動、小高連携事業等を通して、生徒一人一人が主体的に参加・活躍することで、「他人の役に立っている、他人から認められている」といった「自己有用感」を感じ取ることのできる機会をより多く提供する。また、生徒の「ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情」を減らし、「自己有用感」が高められるよう努める。その際、生徒が「より幅広い大人から認められている」という思いが得られるよう、PTAや保護者、地域の方々にも協力を求める等、連携を図っていく。

## (5) 良好な人間関係づくりの支援。

生徒がクラスや学年、部活動等での良好な人間関係づくりができるように、いじめアンケートや学校生活アンケートあるいは個人面談等で、さらには、教室や部室等の管理を適宜行い、生徒の実態把握に努める。

- ※ 部活動においては、いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

# 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

## (1) 基本的考え方

ア 「いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない」という視点をもつ。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、「いじめではないか」との疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する目を養わなければならない。

- ※ 当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよ

う努めることが必要である。また「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

イ 生徒との信頼関係を築き、教職員間の情報を共有する。

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

## (2) いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のため、本校では次の取組を行い、実態把握に努める。

ア 生徒・保護者等を対象にした各アンケートの実施

「いじめ記名アンケート」(4・8・1月)、「学校生活アンケート」(6・7・9・11・12・3月)「いじめ無記名アンケート」(5・10・2月)、「いじめ家庭用チェックリスト」(7・12月)

各クラス担任(副担任)は、アンケート実施後(自宅回答の場合は、提出日)、その日の内に回答内容をチェックし、「気になる生徒」がいれば、直ちに生徒指導部長及び当該学年主任に報告し、当該生徒への面談や家庭への連絡など迅速な対応を行う。

イ 相談ポストの常設

いじめに関する相談ポストを保健室前に常設し、生徒指導部長が毎日チェックする。

ウ いじめ対策委員会の開催

毎月1回、いじめ対策委員会を開き、「気になる生徒」を把握し、組織的に当該生徒の対応に当たる。また、学期末には、アンケート結果等の検証を行い、各取組の見直しや改善、新たな取組の導入を検討する。

エ 「チェックリスト」の活用(教員用)

クラス担任が生徒一人一人の学校生活の様子を「チェックリスト」を活用して把握する。(毎月)その際、「気になる生徒」がいれば、学年会等で当該生徒の情報を共有し、いじめ対策委員会にて、当該生徒に対する共通理解と組織的な取組を検討する。

オ 個人面談の充実(個人面談強化月間(4・5・10月))

クラス担任による定期個人面談(4・5・10・1月)、三者面談(7・12月)を実施する。また、欠席日数の多い生徒に対しては、必要に応じて不定期の個人面談や家庭訪問を行う。

カ スクールカウンセリングの実施(教育相談強調月間(5月))

毎月1回、「気になる生徒」や受診希望生徒・保護者等、教職員を対象に、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する。

キ 職員研修の実施

「いじめの早期発見と組織的対応」や「いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点」について、全教職員の共通認識および資質能力の向上を図るため、いじめ問題等における生徒理解・生徒指導及び組織的な取組・対応に関する職員研修を行う。

ク 相談体制の環境整備

生徒がいじめを訴えやすい環境をつくるために、保健室等を相談室として位置づけ、相談体制の充実を図る。

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

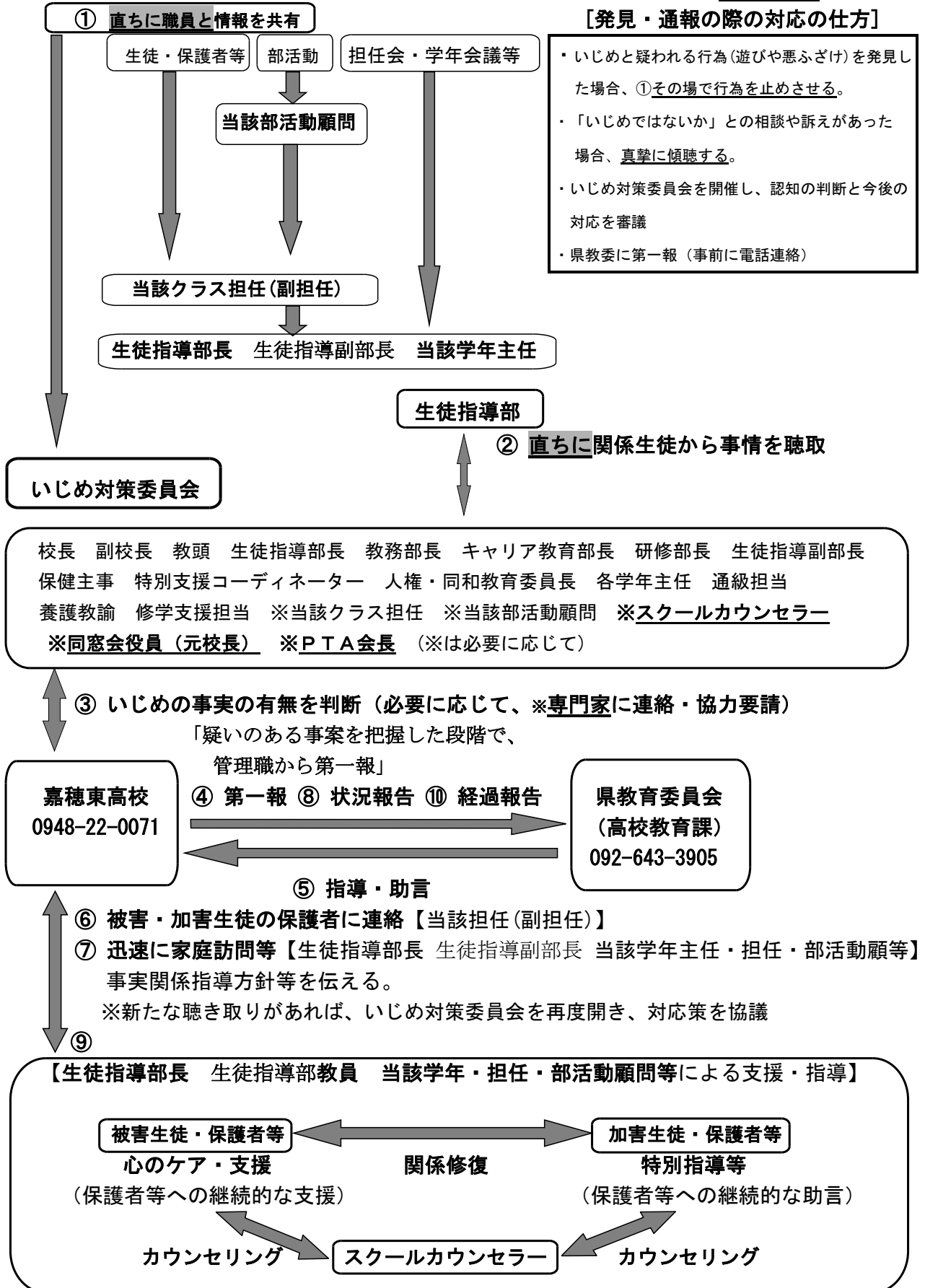
### （1）基本的考え方

- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。  
いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。  
けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- イ 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。  
その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上を図るなど、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ウ 職員会議等を通じた教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、スクールカウンセラー、飯塚少年サポートセンター及び飯塚警察署生活安全課少年係などの関係諸機関と連携し、その対応に当たる。
- エ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応する。
- オ インターネットやSNS等を利用したいじめに対して適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応（フローチャート）

（注）本対応は、非常勤講師・部活動指導員にも周知する。

いじめの発見・通報 ※いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。



### (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア 被害生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている側には一切責任がなく、「あなたが悪いのではない」ことを本人に伝え、自尊感情を高めるような声かけをする。また、生徒の個人情報などのプライバシーの取扱いには十分留意する。
- イ 家庭訪問等により、迅速に保護者等に事実関係を伝える。その際、被害生徒及び保護者等に対し、「徹底して守る」や「秘密を守ること」を伝え、できる限り被害生徒の不安を取り除くように留意する。
- ウ 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、授業を中心とした学校生活の様子を観察票に記録して見守るなど、被害生徒の安全確保に努める。
- エ 被害生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、当該生徒に寄り添い支える体制づくりを行う。
- オ 被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- カ 状況に応じて、スクールカウンセラー、飯塚少年サポートセンター及び飯塚警察署生活安全課など関係諸機関の協力を得る。
- キ いじめが解決したと思われても継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ク 事実確認のための聴き取りアンケート等により判明した情報を被害生徒及び保護者に適切に提供する。また、加害生徒及び当該学年・クラス等の生徒への指導について、その指導方針を伝えた上で、承諾を得るようにする。

### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめたとされる生徒に対しては、必要に応じてスクールカウンセラー、飯塚少年サポートセンター及び飯塚警察署生活安全課など関係諸機関の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。また、その際は次の点に留意する。
- ア いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 家庭訪問等により、迅速に保護者等に事実関係を伝え、保護者等の理解と協力を得る。
- ウ 加害生徒に指導を行う際は、その生徒自身が抱える問題など、いじめの背景(ストレス、心の悩み等)にも目を向け、加害生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- エ 加害生徒の個人情報などのプライバシーの取扱いには十分留意する。
- オ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、警察との連携による措置等の特別指導計画による指導を行う。
- カ 教育上必要があると認めるときは、懲戒(停学等)を加える。その際、加害生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

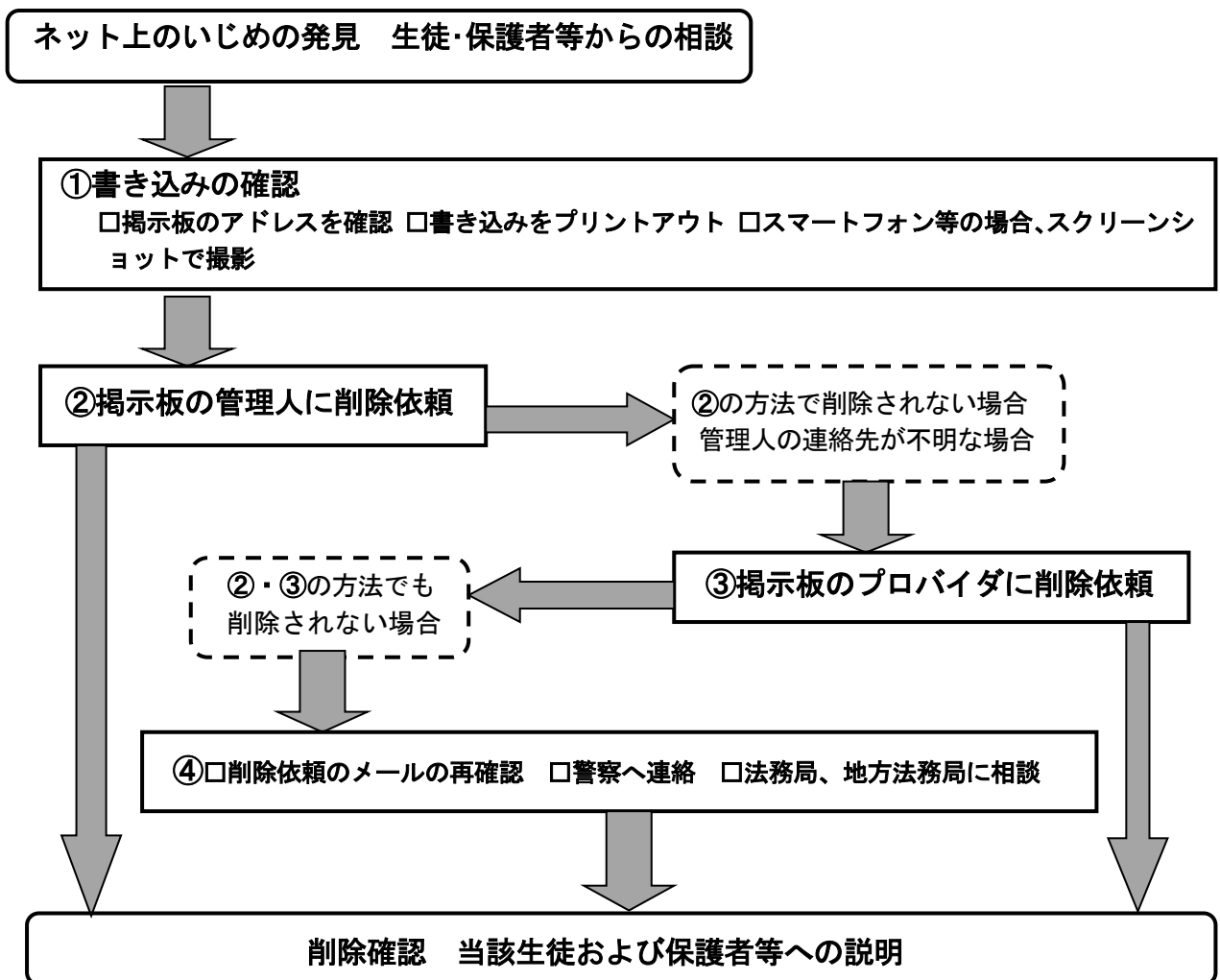
- いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくためにも、次のような点に留意して取り組む。
- ア いじめを傍観していた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- イ いじめがあっている場面で、はやしたてるなどをして加害生徒に同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを認識させる。
- ウ クラス内でいじめが起きた場合、複数の教員で指導にあたり、生徒に対し、いじめの内容の現

状認識を共有させた後、この状況を打開するための解決策をクラス全体で話し合わせる。その際、クラス全員で「いいクラスを作ろう」という前向きに学校生活を送るための雰囲気を作らせ、クラス全体の人間関係の再構築を図る。

## (6) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。特に、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなどの必要な措置を講じる。
- イ アを行うに当たり、必要に応じて法務省人権擁護機関(福岡法務局または支局)の協力を求める。
- ウ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに飯塚警察署に通報し、適切に援助を求める。
- エ ネット上のいじめの早期発見の観点から、県教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- オ パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、スマートフォン等のメールを利用したいじめは、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者等にもこれらについての理解を求める。

### 【書き込み等の削除の手順(フローチャート)】



## (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次のアとイの2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

以上2つの要件が満たされていることをいじめ対策委員会で確認し、校長が判断する。ただし、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒についてはともに日常的に注意深く観察を行う。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### (1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態が発生した場合は、直ちに県教育委員会を通じて、県知事へ重大事態発生の報告を行う。

イ 第28条の重大事態に係る調査を行うため、速やかに、当該重大事態に係る調査の組織を結成する。（構成員については、10ページのフローチャートの⑦を参照。）

ウ 調査については、当該重大事態を対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために、県教育委員会の指導のもと、質問紙の使用やその他の適切な方法により実施する。実施に当たっ



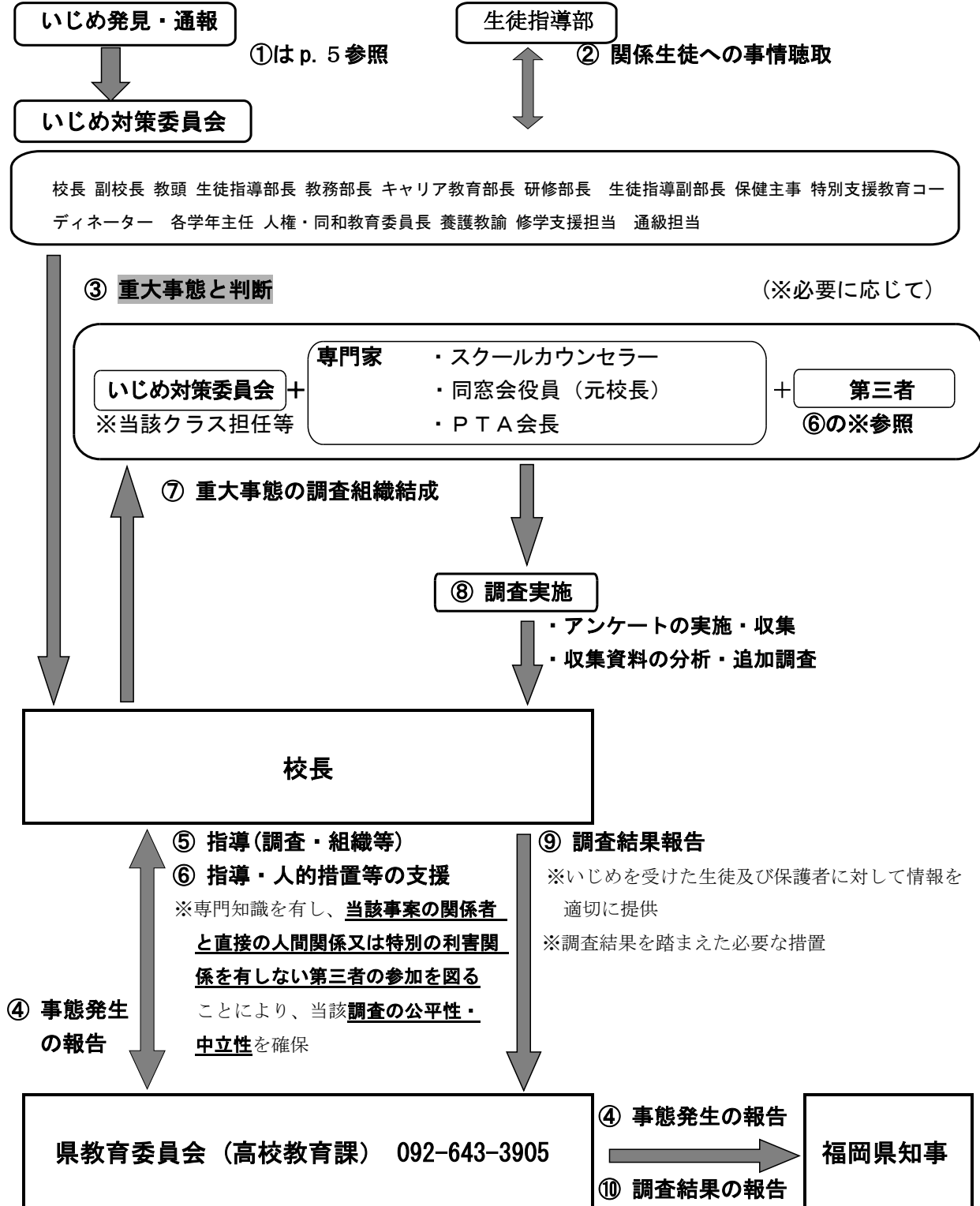
ては、以下の点に留意する。

- (ア) 事実関係を明確にする。(重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。)
- (イ) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から事情や心情を十分に聴き取るとともに、在校生や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。(その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。)
- (ウ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合(入院や死亡等)、当該生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取した上で、迅速に今後の調査について協議し、県教育委員会の指導のもと、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- (エ) 生徒が、いじめが要因として疑われる自殺をした場合、遺族の要望・意見を十分に聴取し、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに配慮しながら、県教育委員会の指導のもと、自殺の背景調査を行う。(その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。)
- (オ) 背景調査においては、県教育委員会の指導のもと、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査を行い、できる限り偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて客観的な事実関係の調査を迅速に進める。また、専門的知識及び経験を有する者の援助を得て、それらの事実の影響についての客観的・総合的な分析評価を行う。
- (カ) 重大事態が発生した場合は、関係生徒が深く傷つき、学校全体(生徒や保護者)及び地域にも不安や動揺が広がり、事実無根の風評などが流れることが想定されるので、生徒や保護者等への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための手立てを講じるとともに、本校の危機管理マニュアルに従い、プライバシーへの配慮の上、予断のない一貫した情報発信・報道対応を行う。

## (2) 調査結果の提供及び報告

- ア いじめを受けた生徒やその保護者等に対して、調査の組織、方法、経過及び事実関係等、調査によって明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について適切に説明する。
- イ 経過報告等の情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適時・適切な方法で行う。
- ウ 調査結果については、県教育委員会を通じて、県知事へ報告をする。調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者等の調査結果に対する所見を含めることとする。

【重大事態が発生したときの対応の流れ（フローチャート）】



6 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の名称
  - (22条) 校内いじめ対策委員会
  - (28条) いじめ重大事態対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

本校における「いじめ対策委員会」は、主に次のような役割・機能を果たす。

ア 本校の学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

としての機能を持つ。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

エ いじめの疑いに関する情報があった場合には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、当該生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核的な役割を担う。

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア 重大事態が発生した場合、それに係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

エ 重大事態に係る調査のための組織の構成員については、いじめ事案の性質に応じて校長が指名する。また、状況に応じて、県教育委員会による指導や人的配置等の支援として、専門知識を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

## 7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のため、取組の改善を図る。

評価項目は次のとおりとする

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない教育環境づくりに係る取組
- ・早期発見といじめに対する措置などのマニュアルの実行
- ・いじめ防止に係る取組のPDCAサイクルに基づく取組の継続